

**第4章****多数当事者の債権債務関係****第1節 連帯債務****1 連帯債務****(1) 意義**

連帯債務とは、数人の債務者が、同一内容の給付について、各自が独立に全部の給付をなすべき債務を負担し、しかもそのうちの1人の給付があれば他の債務者も債務を免れる多数当事者の債務関係をいう。

**(2) 性質****i 独立した債務**

(a) 各債務者の債務はその態様を異にすることができる。つまり各人の負担する債務の額、利率、期限が異なってもよい。

(b) 連帯債務者の1人に対する債権だけを分離して譲渡することができる。

**ii 各債務者の義務**

各債務者は全部の給付をなすべき義務を負う。

**iii 債務者の1人の給付**

債務者の1人の給付があれば全債務者の債務が消滅する。

**2 連帯債務の特徴****(1) 絶対的効力と相対的効力**

	絶対的効力	相対的効力
意義	債権者と1人の連帯債務者との間に生じた事由が、債権者と他の連帯債務者の間にも効力が及ぶこと	債権者と1人の連帯債務者との間に生じた事由が、債権者と他の連帯債務者の間には効力が及ばないこと
具体例	① 弁済（代物弁済・供託） ② 請求（434） ③ 更改（435） ④ 相殺（436 I） ⑤ 免除（437） ⑥ 混同（438） ⑦ 時効の完成（439）	① 債務者の1人について生じた法律行為の無効又は取消原因（433） ② 請求以外の時効中断事由

4-4

10-7

19-19

(2) 連帯債務と法律行為との関係

連帯債務者の一人に 対して生じた事由	具体例	
履行の請求 (434)	履行の請求に絶対的効力を認める結果、それを理由とする履行遅滞 (412) や時効中断 (147 I) も同様に絶対的効力を生じる。	6-1.8-7 19-19.21-16
更改 (435)	甲・乙・丙がAに対し 90 万円の連帯債務を負担している場合、甲A間でこれを不動産引渡債務に更改する契約をすれば、反対の特約のない限り、乙・丙も債務を免れる。 その後、甲は乙・丙に対してそれぞれの負担部分だけ求償をなす。	25-16
相殺 (436)	① 連帯債務者の1人が債権者に対して債権を有していれば、自己の負担部分を越えても相殺することができる。 ② 反対債権を有する連帯債務者の1人が自ら相殺を援用しない場合、他の連帯債務者はその債務者の <b>負担部分の範囲内</b> で、相殺を援用することができる。	6-1.10-7 25-16
免除 (437)	【全部免除】 甲・乙・丙がAに対し 90 万円の連帯債務を負担している場合に、Aが甲に対しその債務を免除すれば、甲は免責されるが、同時に乙・丙も甲の負担部分（平等とすれば 30 万円）について債務を免れ、その後は乙と丙が 60 万円について連帯債務を負うことになる。  【一部免除】 債権者Aに対し 90 万円の連帯債務を負担していた甲、乙及び丙（負担部分は平等とする）のうち1人である甲が 45 万円の免除を受けた場合、乙・丙のAに対する負担は 75 万円となる。 ⇒ 全部免除があった場合に比例した割合において、その負担部分につき絶対的効力を生じる（大判昭 15.9.21）。	1-14 4-4 6-1 25-16
混同 (438)	連帯債務者甲・乙・丙にうち甲が、債権者Aを相続した場合、混同 (520) が生じ、甲が弁済したものとみなされる結果、乙・丙は債務を免れる。	25-16
時効の完成 (439)	90 万円についての連帯債務者甲・乙・丙のうち甲のために時効が完成すれば、乙・丙も甲の負担部分（平等とすれば 30 万円）だけ債務を免れ、乙・丙とも 60 万円の債務となる。	4-4.6-1 10-7.25-16

### 3 連帯債務者の求償権

#### 442条【連帯債務者の求償権】

- I 連帯債務者の1人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。
- II 前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。

#### (1) 求償権の意義

求償権とは、連帯債務者の一人が、弁済その他の自己の出損で、総債務者の共同の免責を得たときに、他の債務者に対し各自の負担部分に応じた償還を求める権利である。

#### (2) 要件

- ① 「連帯債務者の1人が弁済をし、その他自己の財産をもって」  
弁済・代物弁済・供託・更改・混同・免除を受けるための一部弁済は該当するが、免除や時効の完成は求償の基礎とならず該当しない。
- ② 「共同の免責を得た」こと。

#### (3) 効果

求償できる範囲は、共同の免責を得た出損額、免責のあった日以後の法定利息、避けることができなかつた費用その他の損害の賠償である(442II)。

## 4 通知を怠った連帯債務者の求償の制限

### 443条【通知を怠った連帯債務者の求償の制限】

- I 連帯債務者の1人が債権者から履行の請求を受けたことを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。
- II 連帯債務者の1人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た連帯債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったとみなすことができる。

#### (1) 意義

本条は、連帯債務者の1人が弁済その他の共同免責を受ける出損をなすことは、他の債務者に重大な影響があるため、事前及び事後に他の債務者に通知すべきことを規定し、これを怠った場合には一定の範囲で求償権が制限される不利益を受けるものとする一方で、過失のない他の債務者を保護する趣旨の規定である。

#### (2) 通知を怠った場合

	事前の通知を怠った場合（1項）	事後の通知を怠った場合（2項）
要件	① 連帯債務者の1人が、他の債務者に通知しないで弁済その他の出損をして共同の免責を得たこと ② 他の債務者が債権者に「対抗することができる事由」を有していたこと	① 連帯債務者の1人が自己の出損によって共同の免責を得たこと ② 事後的に他の債務者に通知することを怠ったこと ③ 他の債務者が善意で弁済、その他有償で免責を得たこと
効果	自己の負担部分につき、これをもって弁済した債務者に対抗することができる。	自己の免責行為が有効であることを主張できる。

7-6  
8-7  
15-18

⇒ 事前と事後の通知を共に怠った場合には、両者に過失があるのであるから 443条 1 項・2 項ともに適用がなく、原則どおり第1の出損が有効となる（最判昭 57.12.17）。 1-14

## 5 償還をする資力のない者の負担部分の分担

15-18

### 444条【求償をする資力のない者の負担部分の分担】

連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の中で、各自の負担部分に応じて分担して負担する。ただし、求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。

#### (1) 意義

本条は、連帯債務者のうち償還する資力のない者があるときは、その償還できない部分を弁済者だけに負担させるのは不公平なので、求償者および他の資力のある債務者に各自の負担部分に応じて分担させることを趣旨とした規定である。

#### (2) 具体例

甲・乙・丙が平等の負担部分で90万円の連帯債務を負い、甲が全額弁済した場合に、丙が無資力で償還できないときは、丙の負担部分30万円を甲と乙とでそれぞれの負担部分に応じて、すなわち、15万円ずつ分担することになる。結果甲は乙に対し45万円求償できる。

## 6 連帯の免除

### 445条【連帯の免除と弁済をする資力のない者の負担部分の分担】

連帯債務者の1人が連帯の免除を得た場合において、他の連帯債務者の中に弁済をする資力のない者があるときは、債権者は、その資力のない者が弁済をすることができない部分のうち連帯の免除を得た者が負担すべき部分を負担する。

#### (1) 意義

連帯の免除とは、債権者が債務者に対しその債務額を負担部分に制限する旨の意思表示をいう。連帯の免除には以下のように2種類ある。

#### (2) 絶対的連帯の免除と相対的連帯の免除

絶対的連帯の免除	総債務者について連帯の免除をなす場合をいう。その結果、連帯債務は分割債務となり、負担部分ゼロの者は全債務を免れる。
相対的連帯の免除	1人又は数人の債務者についてのみ連帯の免除をなす場合をいう。その結果、免除を受けた者だけが分割債務を負担し、他の債務者は依然として全部給付の義務を負う。

15-18

## 第2節 保証

### 1 保証債務

#### (1) 意義

保証債務とは、債権者と保証人との間に締結される保証契約（書面ですること効力が生ずる）によって成立する債務であって、主たる債務が履行されない場合において、保証人が履行すべき責めに任ずる債務をいう（446 I II）。

#### (2) 性質

独立性	保証債務は、主たる債務とは別個独立した債務である。 その性質から、保証債務についてのみ違約金・損害賠償の予定額を定めることも可能である（447 II）。		5-5
内容の同一性	主たる債務と同一内容の給付を目的とする。（※1）		
付従性	成立の付従性	主たる債務が成立しなければ保証債務も成立しない。	10-7
	消滅の付従性	主たる債務が消滅すれば保証債務も消滅する。	10-7
	内容の付従性	保証債務の内容が主たる債務より重い場合、主たる債務の限度に減縮される（448）。	
随伴性	主たる債権が移転すれば、保証債務もそれにともない移転する。		
補充性 （※2）	保証債務は、主たる債務が履行されない場合に第2次的に履行すべき債務である（446 I）。 従って、保証人は催告・検索の抗弁権を有する（452, 453）。（※3）		

（※1） 主たる債務に関する利息，違約金，損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する（447 I）。

（※2） 連帯保証（454）には補充性は認められていない。

（※3） 催告の抗弁・検索の抗弁（452, 453）

- ・ 催告の抗弁権とは、債権者があらかじめ主たる債務者に請求することなく保証人に請求してきた場合に、まず、主たる債務者に請求するよう求めることができる保証人の抗弁権である。

- ・ 検索の抗弁権とは、債権者からの債務の履行請求に対して、まず主たる債務者の財産について執行するよう求めることができる保証人の抗弁権である。

## 《重要判例》

- ・ 特定物の売買契約における売主のための保証人は、特に反対の意思表示のないかぎり、売主の債務不履行により契約が解除された場合における原状回復義務についても、保証の責任を負う（最判昭 40.6.30）。

## 2 共同保証

### (1) 意義

共同保証とは、同一の主たる債務について、数人の保証人がある場合をいう。数人の保証人が、①通常の保証人である場合、②連帯保証人である場合、③保証連帯（通常の保証人であるが、これらの者の間に全額弁済の特約のある場合）の3つの類型がある。

### (2) 分別の利益

共同保証人は、各別の行為で保証債務を負担したときでも、主たる債務の額を平等の割合で分割した額についてのみ保証債務を負担する。

### (3) 通常の保証・連帯保証・保証連帯の内容

	意義	分別の利益の有無
通常の保証	主たる債務者が債務を履行しない場合に、その債務を主たる債務者に代わって履行する義務を負うもの（446）。	有
連帯保証	保証人が債務者と連帯して保証債務を負担するもの。	無
保証連帯	主債務者との関係では通常の保証と同一であるが、保証人相互間に全額弁済の特約があるもの。	無

8-7

### 3 各当事者について生じた事由の効力

#### (1) 主たる債務者・保証人について生じた事由の効力

	主たる債務者について 生じた事由の効力	保証人について生じた事由の効力	
内容	保証債務の付従性から、保証債務の内容を加重するものでない限り、原則として主たる債務者について生じた事由の効力は、全て保証人に対して効力を生じる。	弁済その他債権者に満足を与えるもの以外は、主たる債務者にその効力を及ぼさない。	13-15
備考	その一例として主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対してもその効力を生ずる(457 I)。なお、主たる債務者が時効の利益を放棄する行為に出た場合においても、保証人は主たる債務の消滅時効を援用することができる(大判昭8.10.13)。	債権を譲渡した場合において、債権譲渡の通知を保証人に対してしたときは、保証人にも主たる債務者に対しても、効力を生じない(大判昭89.3.29)。	13-15

#### (2) 主たる債務者の債権による相殺(457 II)

保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することができる(457 II)。

457条2項は、相殺権の行使は他人の権利の処分であり厳密には付従性に基づくものとはいえないが、保証人の保護・決済の便宜のため債務者の有する債権での相殺を認める趣旨である。

#### (3) 連帯保証の場合における主たる債務者・保証人について生じた事由の効力

	主たる債務者について 生じた事由の効力	連帯保証人について生じた事由の効力	
内容	保証債務の付従性によりすべて連帯保証人に及ぶ。	連帯保証人には連帯債務に関する434条から440条までの規定が準用されている(458)。	
備考		ただし、連帯保証人には負担部分がないため負担部分を前提とするもの(相殺権の援用 436 II・免除 437・時効 439)は援用の余地がない。 つまり援用されるものは請求 434・更改 435・相殺 436 I・混同 438・相対効 440である。	6-1 19-19

## 4 保証人の求償権

### (1) 意義

保証人は、主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、主たる債務者に対して求償権を有する（459 I, 462）。

### (2) 求償権の範囲

	委託を受けた保証人	委託を受けない保証人
求償権の範囲	弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償（459 II, 442 II）	<p>【主たる債務者の意思に反しない場合】</p> 保証人が弁済をし、その他自己の財産をもって主たる債務者にその債務を免れさせたときに、主たる債務者が利益を受けた限度（462 I）
		<p>【主たる債務者の意思に反する場合】</p> 保証人の求償当時に、主たる債務者が現に利益を受けている限度（462 II 前段）（※）

7-6

（※） この場合において、主たる債務者が求償の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる（462 II 後段）。

### (3) 事前求償権

#### 460 条【委託を受けた保証人の事前の求償権】

保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、次に掲げるときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求償権を行使することができる。

- ① 主たる債務者が破産手続開始の決定を受け、かつ、債権者がその破産財団の配当に加入しないとき。
- ② 債務が弁済期にあるとき。ただし、保証契約の後に債権者が主たる債務者に許与した期限は、保証人に対抗することができない。
- ③ 債務の弁済期が不確定で、かつ、その最長期をも確定することができない場合において、保証契約の後 10 年を経過したとき。

7-6

⇒ 本条は、本来委託を受けた保証人は、受託者として 649 条に基づく費用前払請求権を有するはずであるが、保証人の事前求償を常に認めるのであれば、①主債務者が自ら弁済すればよく、②保証人が事前に債務者から弁済を受けたことにより債務者が無資力となったのでは債権者にとって保証人を付けた意味がなくなるため、事前求償をなしうる場合を限定する趣旨の規定である。

《重要判例》

- ・ 抵当不動産の売却代金の配当等による被担保債権の消滅又は物上保証人の被担保債権の弁済をもって委任事務の処理と解することはできず、物上保証人の事前求償権は認められない（最判平 2.12.18）。 17-19  
26-12

(4) 求償制限

463 条【通知を怠った保証人の求償の制限】

I 第 443 条の規定（通知を怠った連帯債務者の求償の制限）は、保証人について準用する。

II 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、善意で弁済をしその他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、第 443 条の規定は、主たる債務者についても準用する。

⇒ 主たる債務者と保証人が二重に弁済したり、抗弁権があるのに弁済してしまうという不利益を避けるため、事前・事後の通知を義務づけたものである。

(5) 【求償関係のまとめ】

		事前通知	事後通知
受託保証人	⇒ 主債務者（463 I, 443 I II）	○	○
委託のない保証人	⇒ 主債務者（463 I, 443 I II）	○	○
主債務者	⇒ 受託保証人（463, 443 II）	×	○
主債務者	⇒ 委託のない保証人	×	×

## 朝倉 日出男 講師担当

(主な担当) 講座	基礎再構築 or 基礎構築講座 「ミニマムコンプリート基本講座」(9月開講)
	中上級講座「択一で逃げ切る講座」(8月末開講)
	中上級講座「記述で守り切る講座」(11月開講)
ホームページ	「司法書士試験」総合情報サイト <a href="http://www.minimumrepeatsihousiyosi.com/">http://www.minimumrepeatsihousiyosi.com/</a>
ブログ	「司法書士試験 ライジングサン」 <a href="http://sihousyosisikennrisingsun.blog.jp/">http://sihousyosisikennrisingsun.blog.jp/</a>
Twitter	「司法書士試験 ライジングサン」 <a href="https://twitter.com/ddgbs103">https://twitter.com/ddgbs103</a>

## Asakura ミニマムテキスト

科目	ページ数
民法	P274
不動産登記法	P268
会社・商業登記法	P275
憲法	P97
刑法	P94
民事訴訟法	P101
民事保全法	P20
民事執行法	P40
供託法	P47
司法書士法	P19

## 実績 (テキスト+過去問)

	午前	午後	上乘せ
平成 27 年度	31 問	30 問	+7 問
平成 26 年度	31 問	28 問	+9 問